令和３年度（2021年度）第１回北海道障がい者施策推進審議会

日時：令和３年（2021年）10月21日（木）

18時00分から 19時30分

場所：かでる２・７　８階820会議室

（事務局）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和３年度第１回北海道障がい者施策推進審議会を開催いたします。本日の司会をつとめます、障がい者保健福祉課課長補佐の川戸でございます。よろしくお願いいたします。それでは、開催に先立ちまして、保健福祉部福祉局障がい者支援担当局長の新井よりご挨拶申し上げます。

（新井局長）

皆さんこんばんは。保健福祉部障がい者支援担当局長の新井と申します。本日ご多忙のところ、本審議会にご出席いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

また、皆様方におかれましては、日頃から北海道の障がい福祉行政にご協力いただいておりますことをこの場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。北海道の新型コロナウイルスでございますが、戦いが長期化しておりますが、先月の９月末で、緊急事態宣言が解除されたほか、道民の６割以上が第２回目のワクチン接種を行っているなど、徐々にではございますが、良い方向へ事態が進展しつつあります。しかし、予断は許さない状況には変わりはございませんので、引き続き、感染症対策に取り組んでいきながら、その状況下においても、障がいのある方が必要といたします、障害福祉サービス等を提供できるよう、各種施策に取り組んでまいりますので、皆様のご協力よろしくお願いいたします。さて本日の審議会でございますが、３

点ほど報告事項、協議事項がございます。はじめに第５期障がい福祉計画の最終評価につきまして、ご報告させていただきますので、審議会の皆様からの評価をよろしくお願いしたします。２つ目に、現在の第６期障がい福祉計画における具体的な推進管理につきまして、協議させていただきます。３つ目でございますが、障がい者基本計画と障がい福祉計画の統合につきまして、また改めて協議させていただきますので、皆様から忌憚のない、ご意見をいただきたいと考えております。最後になりますが、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指しまして、皆様方のご意見をいただきながら、第６期障害福祉計画に基づく施策を推進していけますよう、ご協力をよろしくお願い申し上げ、簡単でございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

（事務局）

それでは、お手元の資料を確認させていただきます。会議次第、配席表、委員名簿、出席者名簿の他に資料１の①から⑪、資料２の①から⑪、資料１の２、資料３となっております。

なお、事前に資料送付させていただいた際には、資料１と資料２に分けて送付させていただいておりましたが、第５期計画の推進管理票の資料１の①の次に第６期計画の推進管理票であります資料２の①と言ったように説明の都合上、資料１と資料２の同一項目で組ませていただきまして、資料３まですべて通し番号をつけさせていただいておりまして、１頁から84頁となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日の審議会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、密接、密集を避けるためにこのような広い会場となっております。そのため、発言につきましては、マイクの使用をお願いしておりますが、マイクの数が限られておりますので、１回ずつ消毒いたしまして、お回しいたしますので、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

また、会場の換気でございますが、本会場につきましては、換気システムにより、常時換気されていることを確認しております。

また、念のため、30分おきに窓を開けて換気させていただきます。本日の日程でございますが、19時30分を目途に終了させていただきたいと思いますので、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。次に、今年度第１回目の開催となりますので、委員の皆様と事務局を紹介させていただきます。それでは、委員の皆様をご紹介させていただきます。

・正面、藤原会長でございます。

・朝倉委員でございます。

・斎藤委員でございます。

・橋本委員でございます。

・深瀬委員でございます。

・松原委員でございます。

・山崎千恵美委員でございます。

・山崎 恵 委員でございます。

また、池田委員、池部委員、大田委員、齊藤淑恵委員、菅原委員、土田委員、細川委員からは、都合により欠席されるとの連絡を受けております。次に事務局についてご紹介させていただきます。

・保健福祉部福祉局障がい者支援担当局 長 の新井でございます。

・ 障 がい者保健福祉課長の遠藤でございます。

・課長補佐の谷口でございます。

・主幹の相馬でございます。

・課長補佐の松村でございます。

・課長補佐の半沢でございます。

・課長補佐の冨加見でございます。

それでは、ここからの議事の進行は藤原会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

（藤原会長）

藤原です。よろしくお願いいたします。それでは議事に入りたいと思います。「第５期北海道障がい福祉計画に係る最終評価について」及び「第６期障がい福祉計画の推進管理について」事務局の方から説明をお願いいたします。

（事務局）

企画調整の川戸でございます。最初に私から資料１、資料１の２、資料２についてその概要をご説明させていただきます。まず資料１の①から⑪までの第５期計画の推進管理票でございますが、評価改善欄の令和２年度の実績・取組について評価区分を含めまして、委員の皆様からご意見をいただきたいと存じます。

なお、この評価、改善欄につきましては、評価区分が推進項目の目的達成のため、施策が適正に執行されているか評価することといたしまして、ＡからＣの三つの区分としており、事務局案を記載しております。併せて第５期計画の評価を踏まえ、資料２の第６期計画の推進管理票の取組内容に関して、説明をさせていただきます。それから、具体的な説明に入る前に、２点。資料２の第６期計画の推進管理票について、資料１の第５期計画の推進管理票から変更点がございますので、先にご説明させていただきます。推進管理票の評価、改善欄に関しまして、第５期では、３カ年の最終年度であります令和２年度の評価時に第６期計画との関連性と改善の方向性を記載させていただいておりました。しかし、第５期の最終年度であります、令和２年度の評価を

出すときには、第６期計画はすでに策定していますことから、次期計画との関連性と改善の方向性が項目を第７期計画に反映できるよう、今回、第６期計画の推進管理票につきましては、３ヵ年の中間年度であります、令和４年度に変更させていただきますことで、ＰＤＣＡサイクルを意識したものというふうにさせていただきました。資料１の２についてでございますが、こちらは第５期計画における成果目標に対する進捗状況と必要なサービス量と実績値を比較した資料となっておりますので、後ほどご覧ください。以上でございます。

（藤原会長）

ありがとうございます。それでは推進管理票に係る実績報告等の進め方ですけども、資料１の①から⑪と資料２の①から⑪に対して、事務局から説明し、その後、委員の皆様からご意見をいただくという形にしたいと思います。時間の都合で1件につき５分程度で進めたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いします。それでは資料１の①と資料２の①について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

資料は１の①の１頁をご覧ください。

「北海道障がい者条例の施策の推進」に関しまして、まず、第５期計画の推進管理票についてご説明いたします。この推進項目の目的は、２段目にございますとおり、条例に基づきまして、権利擁護や暮らしやすい地域づくり、就労支援の推進を目的とする各種施策などの取組を進めることとなっております。１頁めくっていただきまして、３頁目の下段に「令和２年度実績・取組について」と言う項目がございます。その直後に「課題と今後の対応」という部分につきまして、道民への更なる周知と定めまして、実際に令和２年度に行った取組につきましては、前後して申し訳ないのですが、２頁目の上段の「取組状況」のところに記載してござい

ます、右端の令和２年度のところに、「地域づくりコーディネーターと連携した地域づくりガイドラインを活用した市町村への支援」ですとか、「障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部における分野毎の障がい者施策の推進状況の報告」を行いました。１頁にお戻りいただきまして、下に「工程表」というものがございます。こちらの右端の令和２年度に実施する予定の内容を実施できた、ということを踏まえまして、また頁飛んですみません。３頁目の令和２年度の実績、取組の評価区分の案を「B」というふうにご提案をさせていただきたいと思います。

また、この同じ３頁の一番下「第６期障がい福祉計画との関連性と改善の方向性」の欄に記載をさせていただいておりますが、本項目につきましては、第６期計画においても引き続き推進すべき事項と位置づけていることから、４頁以降にありますように、これまで取り組んできた内容を引き続き第６期計画でも実施していくこととしております。私からの説明は以上でございます。

（藤原会長）

ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたけれども、ご質問やご意見がありましたらお願いしたいと思います。

ありませんか。それでは次に進みたいと思います。

資料１の②と資料２の②について説明をお願いします。

（事務局）

資料の６頁をご覧ください。

「権利擁護の推進」に関しまして、第５期計画の推進管理票についてご説明いたします。この推進項目の目的は、２段目にございますとおり、関係条例や法律に即しまして、虐待や差別の解消に取り組むなど、より一層、権利擁護を推進することとしてございます。

１頁めくっていただきまして、８頁の下の方に、「令和２年度実績・取組について」の「課題と今後の対応」がございますが、この部分につきまして、虐待防止については事業者への研修実施などの施策を引き続き推進するということ。

また、差別解消については差別解消法の改正を見据えた民間企業への普及啓発の取組を検討するというふうに定めております。

令和２年度に取り組んだ内容としまして、１頁戻っていただきまして７頁目の上の段、「取組状況」の右端、令和２年度の欄に記載しました。一部新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から取組に至らなかったものもありますが、地域づくり委員会の開催や差別等に関する相談対応、虐待に関する相談・通報への対応などを行っております。

６頁の一番下に「工程表」として、令和２年度に取り組む予定の内容を記載しておりますが、概ね実施できたというふうに判断させていただき、８頁の令和２年度の評価区分の案を「B」と記載させていただいております。

なお、８頁の一番下の「第６期障がい福祉計画との関連性と改善の方向性」につきまして、本項目は、次期計画においても引き続き推進すべき事項ということで位置づけていることから、９頁にありますように、これまで取り組んできた内容を引き続き実施していくこととしております。以上でございます。

（藤原会長）

権利擁護の推進について説明をいただきました。取組の実績、それから今後の方向性や評価。皆様、ご意見はございませんか。はい。山崎委員。

（山崎恵委員）

ありがとうございます。令和２年度の実績の評価「B」、ということですが、最近になって、

発覚した事件だと思いますが、去年の春に函館の就労支援施設で、いわゆる知的の当事者が性的虐待を受ける、本人にはそのような認識はなかったようですが、結果的に妊娠をされてしまって、出産しました。障がいもあり、わからずパニックになって結果的に出産した子どもを殺害してしまったという事件がニュース等での報道が今年に入ってされています。虐待防止という観点も書かれていますが、一般的に言われている身体的心理的、放置もですが、そういった虐待だけではなくて、特に知的の障がい等によって、虐待というふうな認識がご本人の状態によっては持ってない状態、恋愛というふうに勘違いをされてしまって、そういったところに対する、効果的・具体的な施策が見えてこないと思ったのが１点。あと資料２の②の第６期の部分ですが、すでに差別解消法の見直しがされて、民間等の企業でも、合理的配慮が、義務づけられていると思うのですが、その民間企業等に対する合理的配慮の普及啓発等は具体的に、どういうふうなところで、民間企業に対して、アプローチしていくのか、このペーパーでは見えてこなかったので、その２点をお伺いしたいと思いました。以上です。

（事務局）

ご意見どうもありがとうございます。まず１点目ですね、ご本人に虐待ということの認識が、なかなか持てないケースがあるということにつきましては、これまで市町村や事業者の研修をやってきていますが、ご本人向けのそういう学びの機会は、正直、昨年度については着手できていないという状況だったと思います。まずは今後、関係団体等とも協力させていただきながら、そうした機会が得られるように、取組を進めてまいりたいと思います。それから差別解消法は今年の６月に改正の公布がされておりますが、確か、国で法律はできましたが、施行が公布から３年以内ということで、施行の時期がまだ見えておりません。ただこの法律が改正されて、民間企業にも合理的配慮が義務づけられるということは、施行前から周知をしていく必要が

あると思っておりますので、今年度の開催予定のフォーラムですとか、周知広報の資材の作成などには、そういった部分も盛り込んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

（藤原会長）

はい。それでは次に移りたいと思います。１の③と２の③について説明をお願いします。

（事務局）

資料12頁をご覧ください。「地域生活支援体制の充実」に関しまして、第５期計画の推進管理票についてでございますが、この推進項目の目的は、関係者とも連携を図り、施設からの退所が可能な方の地域生活への移行促進を図りますほか、さらなる相談体制等の整備を推進することとしております。１頁めくっていただきまして、右側15頁をご覧ください。15頁の下段の「令和２年度の実績・取組について」の「課題と今後の対応」につきましては、地域生活支援拠点等の整備を広域相談支援体制整備事業の全道重点方針に位置付けまして、振興局と地域づくりコーディネーターが連携しまして、市町村支援を行ってきておりますが、依然、未整備の圏域があるということで、効果的な働きかけの方法の検討ですとか、圏域会議を活用した情報提供をするということを定めました。実際、令和２年度の取組といたしましては、１頁戻っていただいて、20頁になりますが、下段の取組状況の令和２年度の欄にございますとおり、地域づくりコーディネーターと連携した市町村への支援ですとか、圏域連絡協議会の開催などを行っております。13頁の上段の「工程表」の右端の令和２年度の欄への記載の内容につきましては、実施できているというふうに判断できるのですが、12頁の下にあります、「関連する成果目標等」の地域生活支援拠点の整備の状況が本来であれば、障がい保健福祉圏域の21圏域にそれぞれ１ヶ所以上整備するという目標を掲げていたのですが、令和２年度末の実績が14圏域と

いうことで、達成率が７割を切っているということなどを踏まえまして、15頁に記載の令和２年度の評価区分につきましては、「C」というふうに記載させていただきました。

なお、15頁の一番下の６期計画との関連性等の欄にございますとおり、本項目につきましては、６期計画においても引き続き推進すべき事項というふうに位置付けておりますので、16頁以降にございますとおり、これまでの取組を引き続き実施していくということとしています。

以上でございます。

（藤原会長）

ありがとうございます。「地域生活支援体制の充実」についてという項目ですけれども、山崎委員、ご意見ありませんか。

（山崎千恵美委員）

特に意見はないのですが、地域生活拠点の整備についてということですけれども、ここまで年数かけてこの数字ということは、拠点自体はある程度の人口規模と地域の広さというのでしょうか。方向性を変えないと、これずっとこのままかなと思ってしまいます。その辺はどうお考えでしょうか。

（事務局）

いろんなパターンが出てきていまして、実は、今年度に入ってから、３圏域増えて今17圏域まで増えています。そういう中で、広域整備のところもあれば、小さい町でも、例えば、公営住宅の一室を緊急預かりの場と定めたりして、単独で設置しているところも出てきているので、今年度、新たに道内の事例集を作って、いろんな取組があるということを市町村に周知していきたいというふうに、思っております。以上でございます。

（藤原会長）

それでは、次に移りたいと思います。１の④、２の④について、説明をお願いします。

（事務局）

よろしくお願いします。推進項目。４番、19頁ですね。「意思疎通支援・情報提供の充実」の方でございます。こちらの目的は、障がいのある人に対する意思疎通支援等、コミュニケーション環境の整備に努めるとともに、誰にとっても有効な情報アクセシビリティの向上を図るため、情報通信機器などに関する情報提供など、普及や利用の促進を図る目的としております。頁の方はですね、少し飛びまして、22頁をご覧ください。令和２年度実績取組について、直下にですね、課題と今後の対応がございまして、こちらにつきましては、引き続き遠隔手話サービスの普及を初めとした情報保障のさらなる普及啓発に取り組むこととしております。もう一つ、情報保障に関する子ども向けの普及啓発について検討を進め、教育庁と連携し、取り組んでいくこととしておりました。遠隔手話サービスの方はですね、令和２年度に保健所30ヶ所。それから、市町村は27市町村に関して、遠隔手話サービスのタブレットを配置してすでに実施しているところでございます。子ども向けの普及啓発についての検討ですが、お手元に配付させていただいている、黄色のかわいらしいパンフレットですね。こちらを昨年度、作成いたしまして、今年度からこのパンフレットとは別に手話とのカリキュラム、子ども向けのカリキュラムをつくりまして、小中学生をターゲットに手話のミニ講座のようなものを実施していきたいなと考えております。評価の案ですけれども、こうした取組から「B」をつけさせていただいております。コロナ渦で授業のオンライン化ですとか、遠隔手話サービスの普及に伴って新たな方法で取り組むことができたことから、今後も必要に応じて、ＩＣＴを活用した事業に取り組んでいきます、各市町村に対してＩＣＴの活用を啓発していきます。先ほどのお配りした子ども向

けパンフレットを作成したことから、若い世代に対して手話の普及啓発に取り組んでまいります。第６期障がい福祉計画との関連性と改善の方向性についてなんですけれども、ＩＣＴを活用した取組を計画する。子ども向けパンフレットを若い世代も含めて広く普及し、情報保障の理解促進を進めることとしております。さらに23頁のですね、第６期の障がい福祉計画推進管理票につきましては、推進項目を「北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進」といたしまして、両条例の推進に取り組んでまいります。取組内容といたしましては、意思疎通手段や手話が言語であることなどの道民の理解促進、二つ目に情報提供体制の強化。三つ目に多様な意思疎通手段による情報発信、四つ目に、意思疎通支援者の確保に向けた養成研修の充実などによる意思疎通支援等の強化を図ってまいります。あわせまして、本年８月に道議会において手話を広げる北海道議員連盟が立ち上げられております。こうして道議会とも連携して手話の普及に努めてまいる次第でございます。以上です。よろしくお願いします。

（藤原会長）

はい、ありがとうございます。北海道意思疎通支援条例、意思疎通支援情報提供の充実についての議題ですけれども、深瀬委員はご意見ありますか。

（深瀬委員）

他のコミュニケーションのこととか、点字等の進捗具合はどうなっていますでしょうか。

（事務局）

他の意思疎通と言いますと、点字や要約筆記等ですよね。

（深瀬委員）

そうです。

（事務局）

要約筆記の支援につきましては、支援者の研修の方の実施場所の拡充について今年度から検討を進めておりまして、あわせまして盲ろう通介に関しては、養成事業を拡充するなど、少しずつではございますけれども、拡充させていただいております。

（深瀬委員）

ありがとうございます。

（藤原会長）

それでは次に、資料１の⑤、２の⑤について、説明をお願いします。

（事務局）

それでは推進項目の５番目、「サービス提供基盤の整備」について、ご説明をさせていただきます。頁の方、26頁になります。この項目においてはですね、計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努めることですとか、北海道の特性を踏まえまして、他の福祉施策と連携をし、共生型福祉拠点の整備を推進することを目的としております。28頁の方ご覧いただきまして、真ん中から下ですね、令和２年度の取組状況について書いてございます。元年度と同様にということで書き出しておりますけれども、今後の課題等の対応について、令和２年度においても施設整備費補助金、これに関わるような国庫補助協議、これの施設の選定にあたっては、充足率の低いもの優先しまして、令和２年度の当初予算においては、すべての整備要望について予算付けが行われたところですが、財源の確保について、引き続き、国に要望を行っていくこととしております。もう一つ、共生型地域福祉拠点の整備につきましては、先進的な事例を周知をするほか、官民共同の取組で、得た効果を広げることで、持続可能な共生型の取組を推進し

ていくこととしております。26頁と27頁のところに「工程表」と「取組状況」ということで書いてございますが、それぞれ、令和２年度の「工程表」のとおり、取組をさせていただいたところでございますが、引き続き計画的な基盤整備が必要であるということで、28頁、評価の方、「B」いうふうにさせていただきました。評価の下にございます、第６期障がい福祉計画との関連性と改善の方向性についてでございますが、施設整備補助金については、国に対して財源確保の要望を行っていきますことと、共生型地域福祉拠点については、先進事例の周知など、引き続き、取組を推進していくことと言った、方向性そのままに、29頁の方に第６期の障がい福祉計画の管理票、こちらの方でも推進項目のサービス提供基盤の整備ということで、これまで取り組んできました内容で、引き続き取り組んでまいることとしております。以上でございます。

（藤原会長）

ありがとうございます。サービス提供基盤整備に関して説明いただきました。斎藤委員、何かご意見ありませんか。

（斎藤委員）

特にございません。

（藤原会長）

橋本委員。ございませんか。

（橋本委員）

このような取組、幅広いですけれども、よろしくお願いしたいと思います。

（藤原委員）

それでは資料１の⑥、２の⑥について説明をお願いします。

（事務局）

32 頁。推進項目の６番、「障がい児支援の充実」でございます。目的は障がい児のサービス提供体制の整備、それから各種支援体制の充実でございます。２年度の取組状況ですが、１頁めくっていただいて、35 頁右側に市町村中核子ども発達支援センターの設置、あるいは難聴児支援、それからその関係で地域で難聴児等派遣研修事業の実施を行っております。この取組内容の具体が１枚戻っていただきまして、33 頁の表の令和２年度に白丸で項目が書かれておりまして、内容としましては、道立施設専門支援事業の実施、道の専門職の派遣による発達障がいの支援です。あとは各種研修会の実施、それから、道民向けフォーラム、発達障がいのお子様を育てたことのある経験を持つペアレントメンター、養成研修、それから発達支援推進協議会の開催、こういったものを行っております。次に 36 頁の評価区分ですが、市町村中核子ども発達支援センターにつきましては、昨年、一昨年同様、児童発達支援センター及び中核子ども発達支援センターのある圏域が現段階で、21圏域中11圏域ということで、目的には届いておりませんので、「C」ということでご提案させていただきました。そして引き続き、働きかけを行ってまいるというところでございます。６期の計画につきましては、今後も引き続き推進すべき事項として位置づけられていまして、同じ項目を引き続き推進していくということにしています。以上でございます。

（藤原会長）

ありがとうございます。障がい児支援の充実の項目ですけれども、評価としては「C」ということです。ご意見ありますか。

（山崎恵委員）

ありがとうございます。評価の部分はわかったわけですけれども、資料２の⑥の37頁の目的の部分です。障がいのある子どもに対する相談支援、通所支援、入所支援等のサービス提供体制の整理というふうなことが書かれていて、そのあとに、地域社会への参加、インクルージョンを推進というのが、個人的には入所支援等のサービス提供体制のことを言いつつも、一方で地域社会への参加とかインクルージョンというので、相反するものが２つあるように、目的の部分と感じるのですが、どういうことなのか確認をしたかったです。以上です。

（事務局）

ご質問ありがとうございます。おっしゃるとおりで、文章を続けて書いてあるところがございまして、わかりづらいところもあると思います。ここについては、地域社会への参加、インクルージョンという部分と入所というところは相反する部分があると思いますが、各地域において、そういった選択が円滑にできるように、様々な発達障がいに関する、支援の体制等を整備していきたいという趣旨でございます。相反するものを並べたということは意図したものではなかったのですが、様々な部分に配慮しながら進めていかなければならないということで、この文章を書かせていただいたところでございます。

この辺の表現に関しては、確認の上、誤解のないような表現を考えていきたいと思います。

（藤原会長）

ありがとうございます。発達支援センター、11ヶ所とおっしゃった。これはもう少し増えるというような見通しはありますか。

（事務局）

この11ヶ所というのは、児童発達支援センター、あるいは市町村子ども中核発達支援センターのいずれかが１ヶ所以上あれば１と数えます。児童発達支援センターは民間法人等が運営されていて、全国的にも中々整備は進んでいないということで、今、国ではセンターのあり方を再検討されているところでございます。道の計画におきましては、独自に中核ということで、市町村発達支援センターをベースに相談支援や、色んな機能が確保されている市町村のセンターを中核として、認定し、周辺の地域に支援をするというふうに検討しましたが、３カ年で中々整備が進んでいない事情があり、この原因は何かということで市町村と市町村発達支援センター双方に実態調査を行っておりまして、具体的にどのような要件があれば、支援ができるのかと、何が障害になっているのかと、そういった部分を確認すると。もう一つが北海道の発達障害者支援センターというものが道内３ヶ所あり、札幌市にもあるのですが、そちらとの兼ね合いもありますので、そういった部分を含めて検討し、原因の分析をしながら、また協議会の場で報告させていただきまして、その推進に向け、どういった形で地域に支援が行き届くか、ということを検討していきたいと思います。

（藤原会長）

はい。ありがとうございます。それでは、次に７番、資料１の⑦、資料２の⑦について説明をお願いします。

（事務局）

40頁の７番、「発達障がいのある人や医療を必要とする人等への支援」でございます。これにつきまして発達障がいの方、あと、医療的ケアを必要とする方に対する支援体制の充実ということでございます。１頁めくっていただきまして43頁右側には、課題と今後の対応というと

ころで、発達障がいができるだけ早期に支援が必要ということで、発達障害者支援センター、北海道では、関係機関への支援、研修、そういうところを推進しています。医療的ケア児の方々につきましては、現在、市町村への支援体制の構築部分について、各種調査を実施しております。1頁戻っていただきまして41頁の右側に、取組状況が書いてありまして、先ほどと変わりますが、発達支援推進協議会の開催、先ほど申し上げたセンターによる研修、圏域での医療的ケアに係る協議の場の設置、医療的ケアに関する地域にどういった方がいらっしゃるのか調査する実態調査の実施等を取り組んでおります。また資料飛びまして、43頁の右下に評価区分「B」とさせていただいておりまして、引き続き発達障害者支援に関しては、センターと各種取組の推進。医療的ケア児に関しましては、各種調査・実態把握の推進、などを実施していく必要があると考えております。

6期の計画につきましては、引き続き、発達障がい者支援センターは医療的ケア児の方も同様の項目についてまとめており、変更ございません。以上です。

（藤原会長）

はい。ありがとうございます。7の発達障がいのある人や医療を必要とする人たちへの支援ということの内容でしたけれども。評価としては「B」ということでした。ご意見はありますか。

山崎委員。

（山崎恵委員）

たびたびすみません。資料2の⑦の44頁の第6期計画の部分ですが、6月くらいに医療的ケア児支援法が可決成立されたと思いますが、その医療的ケア児支援法に関わる部分での施策や取組内容というのが、具体的にどこの部分に関わってくるのか質問としてあります。以上です。

（事務局）

ご質問ありがとうございます。ご指摘のとおり医療的ケア児に関しては、６月に総合支援法が成立しまして、９月に法が施行されたところでございます。今我々は法に基づいた各種施策にどのように取り組んだら良いのか検討を行っているところでございます。法の中で、医療的ケア児支援センターという言葉も出てきたりしているのですが、どういった形で法に基づく施策を推進していくべきか、医療的ケア児コーディネーターをこれまで養成してきて、その方々は地域にいて、支援などをなされてきました。そういった方々を、今後新たな法律の中で、関係を持って取組を進めていくべきか、地域にいる医療的ケア児の実態把握についてより詳細に、把握しなければいけません。今そのような調査と今後の課題分析、他県の実例とともに実態を把握しておりまして、今後、具体的にそういうものが定まってきましたら、計画推進管理の中でも記載という形の予定としております。

（藤原会長）

はい。続きまして、資料１の⑧、２の⑧について、お願いします。

（事務局）

47頁をご覧いただきたいと思います。推進項目の８番「精神保健福祉・医療施策の充実」についてでございます。目的につきましては、精神障がいのある人とその家族が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するとなっております。推進施策は２点、主な取組は３点記載させていただいております。それから関連する成果目標につきましては、６点設定しておりますが、最初の３点につきましてはまだ、実績が公表されておりませんので、進捗率は示せない状況にあります。４点目の65歳以上、入院１年以上の長期入院患者につきましては、当初目標値6,924人に対しまし

て、令和２年度は6,400名、それから５点目の65歳未満の入院、１年以上の長期入院患者につきましては、目標3,675人に対しまして、令和２年度は2,841人でした。目標に対しまして、数値は大幅に低い状況で、達成できたというふうになっております。それから最後の協議の場につきましては、目標179ヶ所に対して111ヶ所。毎年増加してはおりますけれども、最終的には、目標達成には至ってない状態ということでございます。頁を飛ばしていただきまして、50頁をおめくりいただきたいと思いますが、50頁の令和２年度の実績・取組につきましては、ただいま、成果・実績をお話しましたけれども、現状としましては、長期入院している方は、重度の患者が多くなっていると、それから、目標は達成しましたけれども、30年度から令和元年度、元年度から２年度の数値になるに従い、減少率が小さくなっております。減少率が低くなっておりますので、その辺については課題というふうにとらえております。また、再入院される方もいるということで、引き続き住みやすい環境整備ができるよう、啓発普及活動等を行いまして、地域定着支援について継続していきたいと考えております。さらには、目標値は達成できませんでした各市町村の協議の場の設置に向けましても、これから分析を行いまして、好事例などの情報提供をしていきたいと考えております。それから、ひきこもり、高次脳機能障がい、依存症、自殺、これらについて対策を継続して取り組んでいかなければならないというふうに考えております。お戻りいただきまして、48頁につきましては、具体的な工程表とそれらに沿った取組状況を記載させていただいております。工程表の３点に基づきまして、取組を実施してまいりましたけれども、例えば、地域生活支援センターを設置しまして、地域移行、地域定着支援を実施する。ピアサポーターの育成活用を行う。

また、それからひきこもり成年相談センターを設置し、相談会、研修会を実施する。あるいは自殺対策連絡協議会、地域連絡会議なども開催したところでございます。再び50頁にお戻りいただきたいのですが、こういった工程表に沿った取組を実施しましたことですとか、一部達成で

きない目標もございましたけれども、大幅に目標を達成した数値もございますことから、評価区分については、「B」と設定させていただきたいと考えているところでございます。それから、６期計画との関連性につきましては、51頁に記載しておりますけれども、引き続き本項目は推進すべき事項として、位置付けされておりますことから、資料２の⑧にお示ししますとおり、これまで取り組んできた内容を引き続き実施したいと考えているところでございます。以上でございます。

（事務局）

はい、ありがとうございます。精神保健福祉・医療施策の充実ということですけれども。松原先生のご意見をお願いします。

（松原委員）

新型コロナウイルス感染症への対応というのはどういう施策を考えていますでしょうか。

（事務局）

例えば様々な研修事業や会議など多くございますけれども、今でもウェブ会議とかで開催しておりますので、感染症の状況を見ながら実施方法については検討してまいりたいというふうに考えております。

（藤原会長）

はい。斎藤委員。

（斎藤委員）

特に１点質問したいのですが、このひきこもり当事者への支援ということが書かれているのですが、これはおそらく、精神保健福祉の一つの大きな課題だろうということで、挿入されている

のだと思うのですが、基本的な質問ですが、直近の調査で北海道内の、ひきこもり当事者の人数というのは何人ぐらいでしょうか。

（事務局）

ひきこもりにつきましては毎年度、市町村に調査を実施しておりまして、札幌市を除く数ですけれども、直近では1,117名という数字が出ております。

（斎藤委員）

おそらくその数字は、あんまり正しくないのかと私は思います。といいますのは、全国のひきこもりの調査では例えば、女性が無職で家にいる場合、ひきこもりとカウントしないで家事手伝いと分類していると思います。ですから実際はもっと多いのではないかな、というふうに推測するのですが、それは良いとして、やはり実態を正しく調査をして、分析をして対策を立てるということをぜひやっていただきたいと思います。

（事務局）

はい、ありがとうございます。ひきこもりの実態把握ですとか、市町村における窓口設置というのは、必ず市町村で実施するようにということになっておりますので、我々も引き続き働きかけていきたいというふうに思っております。

（藤原会長）

私からも質問したいのですが、47頁ですけども、協議の場は179ヶ所と書いてありますが、これは全市町村ということですか。

（事務局）

これも国の調査を毎年度やっているのですが、市町村からいただいている報告によると、そのうち111市町村で設置しております。

（藤原会長）

いや、その目標が市町村数と同じだから全市町村を目標にしているのかな、と。

（事務局）

そのとおりでございます。全市町村です。

（藤原会長）

では、村も市も町も全部という、全てやらなければいけないということなんですね。

（事務局）

はい。

（藤原会長）

そうですか、わかりました。それでは資料１の⑨、２の⑨について説明をお願いします。

（事務局）

はい。資料55頁になります。９の「就労支援施策の充実・強化」に関しまして、まず第５期計画の推進管理票についてでございますが、この推進項目の目的は、障がい者の就労機会の拡大、それから工賃水準の向上に向けた取組の推進ということとなっております。この資料、２頁めくっていただきまして、58頁に令和２年度の実績・取組についての記載がございまして、そこにおける課題と今後の対応といたしまして、障がい者の新たな就労の場の創出ですとか、

あとは企業認証制度の優遇があまり十分ではないということで、認証企業数が伸び悩んでいるということから、各部の認定制度ですとか、入札参加資格審査項目の見直しの検討などを課題と今後の対応と定めております。令和２年度に実際に取り組んだ内容としては、１枚戻っていただきまして、左側、56頁の取組状況が令和２年度の部分になりますけれども、パネル展などによる企業認証制度ですとか、「アクション」のＰＲ等に取り組んでおります。企業認証制度につきましては、経済部で所管しております「働き方改革推進企業認定制度」という制度の中で障がい者の企業認証制度の認定企業については、ポイントが加算されるというような仕組みづくりを昨年度取り組みまして、今年度４月１日から適用がされているところでございます。申し訳ありませんが、ここで資料の修正をお願いします。55頁の一番下、関連する成果目標などの部分ですが、上から４つ目の「就労定着支援事業による職場定着率」、こちら令和２年は実績調査中となっていましたが、今日、ちょうど取りまとまりましたので口頭で恐縮ですが、報告させていただきます。令和２年度の「就労支援定着事業による職場定着率」は91.6％です。また一番下の項目、「優先調達方針を策定する市町村数」が令和２年度152市町村となっていますが、もう一度調査結果を精査しましたところ、これ誤りでして、156市町村で令和２年度に方針を策定しているということで、令和元年度と比べまして、２市町村増えているという結果でした。資料訂正が多くて大変恐縮です。

では、説明に戻らせていただきます。資料56頁の上段に工程表がございますけれども、この令和２年度の欄に記載の内容につきましては、実施はできているのですが、今、訂正いただいた55頁の関連する成果目標において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、障がい者に限らず、求人がかなり減少したという影響もございまして、「年間一般就労者数」が令和元年度に比べまして、大幅に落ち込んでいることですとか、「就労移行率３割以上の事業所の割合」が30％となっているということなどを踏まえまして、58頁にございます令和２年

度の評価区分の案につきましては「C」というふうに、記載をさせていただいております。

なお、同じく58頁の一番下に６期計画との関連性等について、記載しておりますが、６期計画につきまして、農福連携の実施拡大ですとか、企業認証制度の認証企業数の拡大に向けた検討をさらに行う、いうことで、59頁にその取組内容について記載してございますので、ご覧いただければと思います。以上でございます。

（藤原会長）

はい、ありがとうございます。就労支援施策の充実強化ということですけど、斎藤委員は何かございますか。

（斎藤委員）

今、ご説明いただきまして、新型コロナの影響で障がい者の一般就労も減っているのだろうとは思っておりましたが、それはある程度理解できるのですが、私が理解できないのは、企業認証制度の目標設定ですね。200社はずっと200社なのですか。北海道内には企業は、2016年度の調査で15万6000社あるわけですね。15万6000社のうちの200社に認証を取ってもらうという目標設定は余りにも低いのではないかなというふうに思うんですね。今回はもう、200社で対応していくということなんでしょうが。根本的に企業に障がい者雇用を推進して取り組んでいただくということは、非常に重要なテーマですので、北海道の認証制度ということが非常に画期的な制度だと、できたときは思っていたのですが、それが実績に結びつかないということはどこかに何か大きな欠落しているものがあるのではないかと思います。そういう根本的な見直しを行っていただきたいと思います。

（事務局）

大変重たいご意見ありがとうございます。そのようなご指摘をいただいたことを踏まえまして

色々と内部、有識者の方々ともですね、検討させていただきたいと思います。

（藤原会長）

よろしいでしょうか。はい。それでは、次に進みます。10 の「人材養成・確保及びサービスの質の向上」、資料１の⑩、２の⑩について説明をお願いします。

＜事務局＞

資料63 頁をご覧ください。「人材の養成・確保及びサービスの質の向上」に関しまして、まず第５期計画の推進管理票についてでございますが、この推進項目の目的につきましては、相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行いますとともに、サービス提供に必要な人材を確保し、サービスの質の向上を図るということとしております。65 頁に令和２年度の実績・取組に係る課題と今後の対応の記載がございますが、人材確保のために、研修事業者に対する定員の増加などの要請をいたしますほか、サービスの質の向上のため、障害福祉サービス事業者等への指導ですとか、あるいはサービス利用に関する苦情解決制度等の適正な活用、これを課題と今後の対応として定めまして、令和２年度における実際の取組としましては、64 頁の上の方にですね、取組状況がございまして、この令和２年度の部分にありますとおり各種研修の実施ですとか、人材育成部会での検討などを実施しております。実際の研修の実施状況ですが、令和２年度はコロナが起きて、すぐということで、中々リモートでの研修が追いつかない事業所もありまして、集合でやる場合は十分な距離を保たなければいけないということで、定員を半分にして実施したところなどもあったので、元年度よりも減っているのですが、今年度につきましては、皆さん割とリモートの環境を整えて、その分、カバーしてきているという状況です。口頭で恐縮ですが、ご報告させていただきます。令和２年度の取組はこのようになっております。63 頁の一番下に工程表ございます。工程表に定める令和２年度の取組につき

ましては、実施できているということを踏まえまして、65頁の令和２年度の評価区分の案につきましては、「B」というふうにご提案をさせていただきました。

なお、65頁一番下の６期計画との関連性等につきまして、この推進項目につきましては、６期計画についても、引き続き推進する事項ということで、66頁以降に記載の取組を引き続き実施していくというふうにしてございます。以上でございます。

（藤原会長）

ありがとうございます。朝倉委員、ご意見やご質問ありませんか。

（朝倉委員）

特にありません。

（藤原会長）

何かご意見、ご質問ありませんか（挙手なし）。

なければ、資料１の⑪、２の⑪について説明お願いいたします。

（事務局）

資料69頁、推進項目11「安全確保に備えた地域づくりの推進」についてでございますが、目的は、市町村や関係団体と連携を図り、災害時はもとより、日常的に障がいのある方々の安全確保を推進し、その障がい特性に配慮した支援が行えるよう地域住民等と行政による支援体制づくりを進めることとしております。72頁、令和２年度実績・取組についてございますが、課題と今後の対応ですが、ここには災害対策に係る手引きの改正等については全庁的に取り組んでいるところであるか、改正で時間を要しているものもある、とありますけれども、令和２年度の取組といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って各種通知を市町村や関係

団体にしているところでありまして、具体的に申しますと、障がいのある方ですとか、意思疎通支援者へのワクチン接種などへの配慮について詳細に市町村に対して、配慮してくださいという通知を出しております。それと変わりまして、福祉避難所の関係ですが、道独自の調査を実施いたしまして、福祉避難所の取組が促進されるようその結果を市町村に対して通知し、共有しているところでございます。72頁の方に記載のとおり評価区分の案としましては「B」と。引き続き障がい者への配慮が必要となる災害等への対応について見直しを進めていくとしております。第６期障がい福祉計画との関連性と、改善の方向性についての案でございますが、災害時や新型コロナウイルス感染症への対応では障がいのある方に対して、障がい特性を踏まえた適切な配慮するよう周知してまいりますというふうにしております。73頁の第６期の推進管理票につきましては、災害に加えて感染症を含めた形で引き続き体制づくりを進めるということとしております。以上でございます。

（藤原委員）

ありがとうございます。11の「安全確保に備えた地域づくりの推進」ということですけれども。山崎委員よろしいですか。

（山崎恵委員）

何度も申し訳ないです。新型コロナウイルスと障がいの関係の部分での質問です。障がいを持っている方で新型コロナウイルスに感染して医療機関等に入院しなければいけないという状況で、実際、北海道であったかどうか確認させてください。そういった方で、障がいを理由により、入院を拒否されたという事例があったのか、そういうことをお伺いしたいなと思いました。と言いますのも、他の都府県で知的障がいを持っている、地域で、在宅で自立生活していらっしゃる方が、コロナに感染して、入院が必要な状態のレベルであったのにも関わらず、障

がいを理由として、すべての医療機関が断って、結果、自宅療養を強要されたというケースがすでに他の都府県で発生しておりまして、そういったことが、北海道でも起こったのかということと、もし仮に起こっている実態があるのであれば、６期計画の中で、そういったことをできるだけ防ぐような、医療機関への周知っていうのが必要ではないかなというふうに思いました。

以上です。

（事務局）

障がいを持たれた方でコロナ感染になって医療機関に断られたという事例に関してはですね、こちらの方には入ってきておりません。障がい者の在宅や施設の中で感染された方については、解決されているというふうに、こちらはとらえております。

（藤原会長）

よろしいですか。はい、深瀬委員。

（深瀬委員）

障がい者の方だけでも、福祉避難所を公開できませんかということで、例えば一般の避難所にいって、その後に福祉避難所に行くと二度手間になってしまうので、場所の公開ができませんか。

（事務局）

福祉避難所がどこにあるか、という公開についてのお話ですね。福祉避難所の公開非公開に関しては市町村が判断されることですが、福祉避難所を非公開にしている理由もございまして、そこに一般の方が集まってしまうということがあります。事前に伝えるということで、差し障りがあるという状況があることから、非公開にしているというふうには聞いております。

（深瀬委員）

障がい者の方だけでも公開することはできませんか。

（事務局）

市町村の判断になっているので、どうしても北海道庁の立場として働きかけるとも言いがたいところがあります。すみません。

（藤原会長）

コロナの関係では、第４波の時は精神の方が、相当入院を拒否されたんですね。全部のベッドがなくて大変でした。５波の時、北海道は大したことはなく、お断りされたということはなかったようですが。第４波の時は精神の方は大変だったと思います。３波の時もそうでしたけれども。

（松原委員）

その後は各精神科病院で治療するという方針に変わり、転院はしないという形になりました。転院できないというより転院しないということになりました。そういう方針転換もあって先生のおっしゃるとおりだと思います。

（藤原会長）

そういう状況でした。これからもその辺は上手くいくのではないかというふうに思われます。全体を通して、１の第５期北海道障がい福祉計画の最終評価及び第６期北海道障がい福祉計画の推進管理についてご質問がありましたら、お受けしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、協議事項１、２を終了したいと思います。それでは、協議事項３。「障がい者基本計画と障がい福祉計画の統合について」事務局から説明お願いいたします。

（事務局）

83頁、資料３をご覧ください。第６期障がい福祉計画は今年度、令和３年度から令和５年度、までの３カ年計画となっておりまして、一方、第２期障がい者基本計画は、平成25年度から令和２年度の10カ年計画となっておりまして、直近では、平成30年３月に中間見直しをさせていただいております。この２つの計画の統合につきましては、令和元年度のこの審議会におきまして、ご審議をしていただきまして、第６期障がい福祉計画と第３期障がい者基本計画を統合するということで、それで進めるようご意見を頂戴していたところでございましたが、令和２年度、昨年度の第１回目の審議会におきまして、事務局から道民の皆様にわかりやすい計画にするためには統合せずに、個別に策定するということで進めさせていただきたいというご提案を再度させていただきまして、現在の第６期障がい福祉計画というふうになっております。毎年度、事務局から提案させていただく内容が変わりまして、委員の皆様には大変ご迷惑をおかけしているところでございますが、次期計画となります第７期障がい福祉計画策定の際に、令和６年度からの計画ということになりますので、策定作業は令和５年度、その前の年の令和５年度となりますが、この際には是非とも障がい者基本計画と障がい福祉計画を統合させていただいて、道の障がい者福祉施策の基本的な方向と、それに基づきまして、各地域において必要な障がい福祉サービス等が、計画的に提供されるための実施計画を一体的に策定することとしたいと考えております。令和元年度に説明させていただいた際には、基本計画を６カ年計画として、前半３カ年を経過した際に、中間見直しを行うこと、ということでご提案させていただきましたが、今回ご提案させていただくのが、障がい福祉計画の計画年数は、国の方針で、３年としていることから、統合した際の計画策定の周期は、３年というふうにしたいと考えております。これまでは、基本計画は障害者基本法第11条第２項に基づき策定、一方、福祉計画は障害者総合支援法

第89条第１項に基づき策定しておりましたことから、根拠法令が違いまして、別々に策定していましたが、国や他の都府県の直近の状況におきましては、内閣府がこの二つの計画は、自治体の判断で一体のものとして策定が可能であるという見解を示しておりまして、またすでに29の都府県、６割以上の都府県がこれまで二つの計画を統一していることからも、次期計画策定のタイミングで統一するのが良いと判断いたしました。

なお、基本計画は令和４年度で終了いたしますが、令和５年度は、その実施計画であります福祉計画で、施策の推進が可能であることから、事務局といたしましては、そこも問題がないと判断いたしまして、今回このような形でご提案させていただいております。以上でございます。

（藤原会長）

障がい者基本計画と障がい福祉計画の統合について提案がありました。質問やご意見ありませんか。橋本先生いかがですか。

（橋本委員）

基本的な仕組み、根拠法の違いなのでこればかりは実務的にうまくくぐり抜けるしかないという、共感いたします。

（事務局）

ありがとうございます。

（藤原会長）

ありませんか。大丈夫ですか。

（山崎千恵美委員、山崎恵委員、橋本委員）

ありません。

（藤原会長）

深瀬委員、朝倉委員、松原委員もよろしいですか。

（深瀬委員、朝倉委員、松原委員）

ありません。

（藤原会長）

斎藤委員は。

（斎藤委員）

賛成とも反対ともいえません。

（藤原会長）

やりましょうということで、良いと思います。よろしくお願いしたいと思います。それでは、その他について事務局からございますでしょうか。

（事務局）

はい。次回の審議会の開催につきましてでございます。現在は未定とさせていただいておりますが、皆様にご審議していただく事項がある場合には、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮いたしまして、開催時期、開催方法を検討させていただきながら、改めて日程調整をさせていただきますので、その時には、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

（藤原会長）

はい。本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。本日はありがとうございました。それでは、以後、事務局に進行を戻します。

（事務局）

藤原会長、進行どうもありがとうございました。以上で令和３年度第１回北海道障がい者施策推進審議会を終了いたします。委員の皆様本当にお忙しいところ、本日にどうもありがとうございました。